

事業主 様
事務担当者 様

神奈川県鉄工業健康保険組合
理事長 樋口 正信
(公印省略)

令和 8 (2026) 年度保険料率について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より当健康保険組合の事業運営並びに事務取扱につきましては、深いご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、さる 2 月 19 日 (木) に開催されました予算組合会におきまして、令和 8 (2026) 年度予算 (健康保険・介護保険) 全般に亘る審議がなされ、標記令和 8 年度の健康保険料率は、前年度同様の料率にて議決承認され、また、介護保険料率につきましては、国が定めた介護給付費納付金に基づき毎年見直しを行い決定することになっており、令和 8 年度は、現行の 16.900/1000 から 15.900/1000 に変更する議決承認がされましたのでご通知申し上げます。

また、令和 8 (2026) 年度より、少子化対策を促進することを目的に子ども・子育て支援金が新設され、国が定めた一律の保険料率 (令和 8 年度は 2.300/1000) で健康保険組合等の医療保険者が代理徴収・収納を行うこととなりました。

また、任意継続被保険者における標準報酬月額の上限額につきましては、前年 (令和 7 年 9 月 30 日) の当組合平均標準報酬月額をもって算定することになっており、令和 8 年 (2026 年) 度の標準報酬月額の上限は 380 千円に変更となりますので、併せてお知らせいたします。

◆令和 8 (2026) 年度保険料率について (子ども・子育て支援金の開始月にご注意ください)

項目	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度	備考	反映開始月
健康保険料率	99.000/1000	99.000/1000	一般保険料内訳 基本保険料率 (含) 61.512/1000 特定保険料率 (含) 36.228/1000 調整保険料率 (含) 1.260/1000	令和 8 (2026) 年 3 月分 (4 月納入分) より
介護保険料率	16.900/1000	15.900/1000		
子ども・子育て 支援金率【新設】		2.300/1000		令和 8 (2026) 年 4 月分 (5 月納入分) より

※基本保険料・・・加入員の医療制度にあてるときの保険料

※特定保険料・・・高齢者の医療制度を支援する (後期高齢者医療制度等にあてるときの) ための保険料

※調整保険料・・・健保組合間の共同負担事業費等

※介護保険料・・・国が定めた介護給付費納付金に基づき決定し、市町村に代わって被保険者 (40 歳以上 65 歳未満) から代理徴収。

※子ども・子育て支援金・・・少子化対策を促進することを目的に国が定めた保険料率で、被保険者から医療保険者等が代理徴収。
詳細につきましては、同封しましたリーフレットをご確認ください。

◆任意継続被保険者標準報酬月額上限

	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度	備考	反映開始月
任意継続被保険者 標準報酬月額上限	360 千円 (361,221 円)	380 千円 (371,032 円)		令和 8 (2026) 年 4 月分より

※任意継続被保険者標準報酬月額上限・・・前年 9 月 30 日の当組合の平均標準報酬月額をもって算定する。